

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

1. 「五類感染症」への位置づけ変更による商品の補償内容への影響

区分	商品（保険種類）	「五類感染症」への位置づけ変更後の 新型コロナウイルス感染症の取扱い
個人向け商品	普通傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約において、新型コロナウイルス感染症は、補償対象外となります。
個人向け商品	家族傷害保険	
個人向け商品	こども総合保険	
個人向け商品	海外旅行傷害保険	疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約、治療・救済費用補償特約において、新型コロナウイルス感染症は、引き続き「疾病」として、補償対象です。ただし、旅行期間（責任期間）終了から死亡・治療開始までの期間の条件が緩和される感染症には、該当しなくなります。
企業向け商品	生産物賠償責任保険	保険金支払条件の「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置」が適用されず、原則として、補償対象外となります。ただし、自治体によって「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置」を適用する条例が制定された場合等は、補償対象となる可能性があります。
企業向け商品	店舗賠償責任保険	
企業向け商品	企業費用・利益総合保険	

2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院の支払範囲（「みなし入院」の取扱い）

診断日		2022年9月25日 以前	2022年9月26日から 2023年5月7日まで	2023年5月8日 以降
入院された場合（約款に基づく 取扱い）		○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊・自宅療養 された場合 （特別な取扱い）	重症化リスク の高い方（※）	○ 支払対象	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

（※）「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」になります。

以 上